

# 貸切バスの公示運賃の見直しについて

---

令和5年8月1日

国土交通省自動車局旅客課

- 現行制度においては、需要の季節変動に対応することを想定して、基準額（原価ライン）の+30%（上限額）と-10%（下限額）の幅で運賃を公示することとなっている。
- 今般、貸切バス事業者が、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするため、現行の公示方法から、基準額を「下限額」とする公示方法に見直す。
- 公示方法の見直しと併せて、現状の社会経済状況にあわせて「下限額」の引き上げを行う。



【実勢値上率】 ※旧下限額から新下限額への値上率

北海道	東北	関東	北陸信越	中部
24%	21%	26%	24%	26%
近畿	中国	四国	九州	沖縄
25%	23%	28%	32%	20%

※一般的な観光バスにおける運行（走行距離：190km／時間：5時間）に当てはめた場合の値上率

## 【今後のスケジュールについて】

8月末：新公示方法にかかる通達施行  
地方運輸局長から新下限額を公示



貸切バス事業者は公示日より30日以内に**下限額のみ**を届出

# 新公示運賃額 ※旧下限額と新下限額の比較

距離：1kmあたり単価  
時間：1時間あたり単価

	北海道				東北				関東				北陸信越				中部			
	旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額	
	距離	時間	距離	時間																
大型	120	4,250	<b>140</b>	<b>5,570</b>	140	5,160	<b>170</b>	<b>6,530</b>	120	5,310	<b>160</b>	<b>6,580</b>	120	5,090	<b>150</b>	<b>6,440</b>	110	5,310	<b>140</b>	<b>6,820</b>
中型	100	3,580	<b>120</b>	<b>4,700</b>	120	4,360	<b>150</b>	<b>5,520</b>	100	4,490	<b>140</b>	<b>5,560</b>	100	4,300	<b>130</b>	<b>5,430</b>	90	4,480	<b>120</b>	<b>5,760</b>
小型	90	3,080	<b>100</b>	<b>4,030</b>	100	3,740	<b>130</b>	<b>4,740</b>	80	3,850	<b>120</b>	<b>4,770</b>	90	3,690	<b>110</b>	<b>4,670</b>	80	3,850	<b>100</b>	<b>4,940</b>

	近畿				中国				四国				九州				沖縄			
	旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額	
	距離	時間	距離	時間																
大型	120	5,990	<b>160</b>	<b>7,390</b>	150	5,010	<b>190</b>	<b>6,320</b>	100	5,050	<b>140</b>	<b>6,380</b>	100	4,790	<b>140</b>	<b>6,330</b>	170	4,060	<b>200</b>	<b>5,230</b>
中型	100	5,060	<b>130</b>	<b>6,240</b>	130	4,230	<b>160</b>	<b>5,330</b>	90	4,260	<b>120</b>	<b>5,380</b>	90	4,040	<b>120</b>	<b>5,350</b>	150	3,430	<b>170</b>	<b>4,420</b>
小型	90	4,340	<b>110</b>	<b>5,360</b>	110	3,630	<b>140</b>	<b>4,580</b>	70	3,660	<b>100</b>	<b>4,620</b>	80	3,470	<b>100</b>	<b>4,590</b>	120	2,950	<b>140</b>	<b>3,790</b>

※車種区分の定義

大型・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型・・・大型車、小型車以外のもの

小型・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

## 次回の公示運賃の見直しについて

- 次回の公示運賃の見直しにおいては、
  - 新型コロナ後の需要回復状況
  - 2024年（令和6年）4月から適用開始となる新改善基準告示への対応状況を反映させる必要がある。
- 次回の公示運賃の見直しは、2024年度（令和6年度）の原価を対象に、2025年（令和7年）秋頃に行う。

（大まかなスケジュール案）

2025年7月頃	原価調査開始
9月頃	査定作業
10～11月頃	新運賃公示

### 【バス業界へのお願い】

- 公示運賃の見直しは行政とバス事業者が協同して取り組む必要があります。
- 次回の運賃改定においては、地域ごとの原価構成や特性等について実態を把握したうえで、現状の運賃ブロックの範囲の適切性を見極める必要があるところ、そのためには原価調査の対象となった事業者には調査票の提出にご協力いただく必要があります。
- 必要数の原価調査結果が集まらないブロックの運賃は据え置かざるをえない場合もあると考えています。
- バス業界におかれましては、今年度からより精緻な原価把握に務めていただきますようお願いいたします。